（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他
会社決算公告　三〇

省　令

○文部科学省令第二十九号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、及びこの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

文部科学大臣　塩谷　立

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の表備考第二号中「第六欄に定める」を「養護実習の」に改め、「第二欄から第五欄」を「表」に改め、「科目」の下に「（養護実習を除く。）」を加える。

第十一条第一項の表備考第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

第二十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学（以下この項において「構成大学」という。）は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。

第六十五条の三中「第五条第二項から第四項まで」を「第五条第三項から第五項まで」に改める。

第六十五条の四中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第六十五条の六中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第六十五条の十中「同令第五十条第一項に規定する外国語活動の一部、同項、同令第七十二条第一項」を「同令第五十条第一項、第七十二条第一項」に改める。

第六十六条の二中「第五条第五項第二号」を「第五条第六項第二号」に改める。

附則第二十七項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別記第一号様式備考第一号中イを削り、ウをイとし、エからコまでをウからケまでとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第二条の二の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　法第十九条第二項の規定により同項に規定する指定の効力が失われた日から起算して一年を超えない期間に法第十八条第一項の申請を行う場合においては、令第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類並びに当該効力が失われた指定に係る指定医証とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣　二階　俊博

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「権利をいう。）」の下に「及び先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第五号

平成二十二年歌会始お題「光」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

岡井　隆
篠　弘
三枝　昂之
河野　裕子
永田　和宏

平成二十一年七月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○金融庁告示第三十四号

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件（平成十九年金融庁告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月一日

金融庁長官　佐藤　隆文

社団法人日本クレジット協会の項中「東京都新宿区信濃町三十五番地」を「東京都中央区日本橋小網町十四番一号」に改める。

社団法人全国信販協会の項を削る。

○法務省告示第三百四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年七月十八日から効力を生ずる。

平成二十一年七月一日

法務大臣　森　英介

神奈川県足柄上郡中井町長